

## 条例第4条第1号イ審査基準

### 条例第4条第1号イ

区域区分日前から既存の集落において自己又は自己の親族が所有する土地において行う開発行為

### 審査基準

#### 1 開発行為を行う者

開発行為を行う者は、自己の持ち家がなく、新たに独立の世帯を構成する者又は現在の住居について、立ち退き等の事情により新たに当該地を自己の生活の本拠地とする者で合理的な事情がある者。

#### 2 開発行為の対象となる土地

開発行為の対象となる土地は、既存の集落内にあり、次の各号のいずれかに該当する土地であること。

- 一 開発行為を行う者が区域区分日前から所有している土地。
- 二 開発行為を行う者の親族が区域区分日前から所有している土地。

#### 3 予定建築物の用途

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第一号又は第二号に掲げる建築物で自己の居住又は業務の用に供するものとする。

#### 4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

#### 5 開発区域から除く区域

都市計画法施行令第29条の9第6号に掲げる区域は、想定浸水深が最大3.0m以上である土地の区域（避難場所・避難経路の認識等、安全上及び避難上の対策が講じられているものは除く。）とする。

#### 6 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。